

○神戸親和大学公的研究費に関する内部監査の取扱い要項

令和3年9月24日

制定

公的研究費にかかる内部監査については、「神戸親和大学公的研究費管理規程」第16条に定める監査担当者の他、最高管理責任者（学長）のもと、内部監査部門を設置する。

（内部監査部門）

第1条 内部監査部門を、大学事務局庶務担当におく。

（監査マニュアルの作成）

第2条 内部監査部門は、監査マニュアルを作成するものとする。

（不正発生要因の分析）

第3条 内部監査部門は、「公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」第3節(1)「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、大学の実態に即して不正発生要因の分析を行うものとする。

2 内部監査部門は、把握された不正発生要因に応じて、監査マニュアルを作成し、随時見直し、効率化・適正化を図るものとする。

（内部監査の実施について）

第4条 内部監査部門は、毎年度定期的に本学の規程に照らし、会計書類等の形式的要件が具備されているか一定数モニタリングする。

2 内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、リスクアプローチ監査を実施する。

3 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じ第1項及び第2項のモニタリングに参加し、改善を指導するとともに、機関内で周知を図り、類似事例の再発防止に取り組む。

附 則

1 この要項は、令和3年9月24日に施行し、令和3年4月1日より適用する。

2 この要項の施行の日をもって、「公的研究費にかかる内部監査の取扱い要項」（平成28年6月13日制定）は廃止する。